

定額自動送金サービス規定

2020年4月1日現在

1. 定額自動送金サービス

定額自動送金サービスは、お申込人からの依頼に基づき、あらかじめ指定されたお申人名義の預金口座（以下、「引落指定口座」といいます。）から指定金額を引落しのうえ、あらかじめお申込人が指定した預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用できます。

2. 定額自動送金サービスの申込等

- (1) 定額自動送金サービスのお申込にあたっては、あらかじめお申込人の預金口座（引落指定口座）、お受取人の入金指定口座、振替の方法、金額、指定日等について、当行所定の方法により届出てください。
- (2) 当行は指定日に引落指定口座から指定金額を引落しのうえ、当行所定の方法により入金指定口座へ入金します。
- (3) 本サービスは、指定日の午後3時以降に引落指定口座に入金された預金は、当該振込日の振込資金に充当されません。

なお、この場合の引落し、入金のお知らせあるいは振込金受取書の発行は省略させていただきます。

- (4) 引落指定口座から資金引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (5) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - ① 指定日に、振込金額が引落指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 申込人から引落指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
 - ④ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。

3. 手数料等

- (1) 当行所定の振込手数料および定額自動送金取扱手数料は、取引の都度または毎月当行所定の日に、手数料引落口座から口座振替の方法により引落すものとします。

この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当行所定の方法で取扱います。
- (2) 振込手数料および定額自動送金取扱手数料が改定された場合は、改定後の振込手数料および定額自動送金取扱手数料を引落しします。

4. 届出事項の変更等

届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面により、お取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 解約

- (1) この契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了したものとします。
- (2) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) お申込人について、相続の開始があった場合には、定額自動送金サービスは解約されたものとして取扱います。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上